

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業

実施方針

令和 5 年 5 月 25 日

米 沢 市

< 目 次 >

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定方法・公表等に関する事項	6
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1	落札者の決定に係る基本的な考え方	7
2	落札者の決定に係る手順及びスケジュール（予定）	7
3	入札参加者の備えるべき参加要件等	8
4	審査及び落札者の決定に関する事項	11
5	審査結果及び評価の公表方法	12
6	事業契約に関する基本的な考え方	12
7	提出書類の取扱い	13
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項	13
1	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	13
2	提供されるサービス水準	13
3	市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	13
第 4	事業計画地の立地条件及び施設概要等に関する事項	14
1	事業計画地の立地条件等	14
2	施設概要等	15
第 5	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
第 6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	16
1	選定事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合	16
2	市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	16
3	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	16
4	金融機関と市の協議（直接協定）	16
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	17
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	17
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	17
3	その他の支援に関する事項	17
第 8	その他特定事業の実施に関して必要な事項	17
1	議会の議決	17
2	情報公開及び情報提供	17
3	入札に伴う費用負担	17
第 9	実施方針添付書類等	17

米沢市（以下「市」という。）は、米沢市学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施することを予定している。

本実施方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日閣議決定）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和 3 年 6 月 18 日）等に基づき、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めたものである。

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類等

① 公共施設等の種類

学校給食共同調理場（本体施設とともに附帯施設を含む。以下「本施設」という。）

② 公共施設等の所在地

事業計画地 / 米沢市六郷町西藤泉 160 番地（第六中学校グラウンドの一部）

③ 公共施設等の管理者の名称

米沢市長 中 川 勝

(3) 事業の目的

本市教育委員会では、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画に基づき、令和 8 年度に（仮称）南西中学校と（仮称）北中学校の開校、令和 11 年度に（仮称）東中学校の開校を目指し、中学校を 7 校から 3 校に統合を進めている。

この中学校の統合にあたり、1 校当たりの生徒数が増加し、現在、中学校で実施している親子方式による給食提供の継続が困難になることから、本市教育委員会が目指すべき学校給食のあり方を改めて整理することを目的に、令和 3 年 5 月に米沢市学校給食基本方針（以下、「基本方針」という。）を定め、令和 8 年度の供用開始に向けて、本施設を整備することとした。

また、基本方針に基づき、学校給食の果たす役割やその教育効果を十分に発揮し、安全で安心な給食を持続的に提供し続けていくため本施設に関する基本的な事項をまとめた米沢市学校給食共同調理場基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を令和 5 年 2 月に策定した。

本事業は、基本方針及び基本構想・基本計画に基づき、効率的かつ効果的な整備運営を推進するため、P F I 法に基づき実施するものである。

(4) 基本方針

① 安定的な給食の提供

自前の炊飯による米飯提供の他、市内小学校の給食室改修の際は、本施設からの給食提供が可能な調理施設として位置付ける。また、SDGs（持続可能な開発目標）に基づき、省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備等の導入を積極的に検討し、持続可能な脱炭素社会と資源循環社会を形成する取組を推進する共同調理場を整備する。

② 安全安心な給食の提供

食物アレルギーを持つ児童生徒が安全で安心な給食を楽しく食べられるように、アレルギー対応食への適切な対応を行うことができるアレルギー対応食専用の調理室等を確保するとともに、必要な調理設備を備えた施設とする。また、積雪による道路状況の変化や通行止め等による配送遅延、未配送を防止する配送計画とする。

③ 食育と地産地消の推進

調理工程を見学できる場を設けるとともに、訪れた児童生徒等が、楽しく食に関する正しい知識を学べる場及び設備を備えた施設とする。また、米沢らしく魅力的で美味しい給食を実現するため、地域産食材を積極的に使用する他、多様な郷土食、行事食を提供する。

④ 子ども達を大切にしたい細やかな対応

多様な献立作成の仕組を構築し、各校の学校運営に合わせた柔軟な給食提供を実施する。

⑤ 施設設備と労働環境の整備

安全で安心な学校給食を提供するため「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に沿った高い衛生水準を確保できる施設とするとともに、HACCPに準拠し、ドライシステムを基本とした施設とする。また、温湿度調節が可能な調理室とする等、適切な労働環境を整備する。

(5) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、市が所有する土地に選定事業者自らが新たに施設整備業務を実施した後、公共施設等の管理者である市に本施設の所有を移転し、選定事業者が所有移転後の事業期間中に係る維持管理業務及び運営等業務を実施するBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

(6) 事業内容

選定事業者が実施する業務（以下「本業務」という。）は、以下に掲げるとおりとする。

① 施設整備業務

- ア 事前調査業務及び関連業務
- イ 設計業務及び関連業務
- ウ 建設業務及び関連業務
- エ 調理設備調達・設置業務及び関連業務
- オ 食器食缶等調達業務及び関連業務
- カ 施設備品調達・設置業務及び関連業務
- キ 工事監理業務
- ク 周辺家屋影響調査・対策業務

- ケ 電波障害調査・対策業務
- コ 近隣対応・対策業務
- サ 所有移転（引渡し）に係る一切の業務
- シ 上記各項目に伴う各種申請等業務

② 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務（建築物の修繕・更新業務を含む。）
- イ 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕・更新業務を含む。）
- ウ 附帯施設保守管理業務（附帯施設の修繕・更新業務を含む。）
- エ 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕・更新業務を含む。）
- オ 食器食缶等保守管理業務（食器食缶等の修繕・更新業務を含む。）
- カ 施設備品保守管理業務（施設備品の修繕・更新業務を含む。）
- キ 清掃業務
- ク 警備業務
- ケ 上記各項目に伴う各種申請等業務（法定点検を含む。）

③ 運営等業務

- ア 開業準備業務
- イ 調理等業務
- ウ 衛生管理業務
- エ 配送・回収業務
- オ 配膳補助等業務
- カ 洗浄・残渣等処理業務
- キ 運営備品調達業務
- ク 上記各項目に伴う各種申請等業務

※ なお、運営等に関して市が実施する業務は、献立作成業務、食数調整業務、食材調達業務、食材検収業務、給食費の徴収管理業務、見学者の案内・説明業務、食育指導業務、光熱水費（配送車の燃料費を除く。）の支払業務とする。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、市と選定事業者との間で締結する本事業の実施に関する事業契約の締結日から令和 23 年 3 月末日までとする。

(8) 事業のスケジュール（予定）

令和 5 年11月	落札者の決定・公表
令和 5 年11月	落札者との基本協定の締結
令和 5 年12月	審査講評の公表
令和 6 年 1 月	選定事業者との仮事業契約締結
令和 6 年 3 月	仮事業契約の市議会における議会の議決
令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月	施設整備業務の期間
令和 8 年 3 月	本施設の引渡し
令和 8 年 4 月～令和23年 3 月	維持管理業務及び運営等業務の期間

(9) 支払に関する事項

市の選定事業者に対する支払は、選定事業者が実施する本事業における施設整備業務に係るサービス対価、維持管理業務及び運営等業務に係るサービス対価からなる。

- ① 市は、施設整備業務に係るサービス対価の総額のうち、あらかじめ定める一部金額を、本施設の市への引渡しが完了した時点で、一時金として支払う。
- ② 市は、施設整備業務に係るサービス対価の総額から上記①の一時金を控除した金額であって、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額、並びに、運営等業務のうち開業準備業務に係るサービス対価であって、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、本施設の市への引渡しが完了した日から事業契約期間中に、15 年間の割賦方式により、年 2 回の半期毎に元利均等方式で支払う。
- ③ 市は、維持管理業務及び運営等業務に係るサービス対価（ただし、運営等業務のうち開業準備業務に係るサービス対価を除く。）であって、市と選定事業者との間で締結する事業契約に定める額を、本施設の市への引渡しが完了した日から事業契約期間中に、15 年間に渡り、年 4 回の四半期毎に平準化して支払う。

なお、当該サービス対価のうち、運営等業務に係るサービス対価（ただし、運営等業務のうち開業準備業務に係るサービス対価を除く。）にあつては、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、運営等業務において提供食数の変動に関係なく生じる費用を含むものとし、変動料金には、運営等業務のうち提供食数の変動に関係して生じる費用を含むものとする。なお、固定料金と変動料金の具体的な構成区分や構成割合については、入札参加者の提案に委ねるものとする。

- ④ 本事業における光熱水費（配送車の燃料費を除く。）の支払は市の負担とするが、実際の光熱水量が、選定事業者の提案時の光熱水量よりも 25%の範囲を超えて上回る場合は、当該 25%を超えて上回る光熱水量に相当する光熱水費の 50%については選定事業者の負担とする予定である。このことに対する質問・意見がある場合は必ず提出すること。

※ これらの支払に関する事項の詳細については、入札説明書等にて提示する。

(10) 事業計画地に関する見学

事業計画地に関する見学を以下の要領で行う。

① 開催日時及び場所

ア 開催日時 / 令和 5 年 5 月 29 日（月）から 6 月 2 日（金）までの間に個別に実施

イ 開催場所 / 事業計画地

② 参加申込方法

ア 申込日時 / 令和5年5月26日（金）から5月31日（水）午後5時まで

イ 申込方法 / 事業計画地に関する見学への参加を希望する民間事業者等は、【様式1 事業計画地見学参加申込書】に所定の事項を記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付により送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは、「PFI見学」の件名で送付すること。

ウ e-mail / ksoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

エ 参加に当たっては、市のホームページより、実施方針等（実施方針、要求水準書（案）等）をダウンロードして持参すること。

オ 実施方針等に関する質問及び意見の受付は、別途書類形式で行うため、事業計画地に関する見学現地での質問及び意見は受け付けない。

(11) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表

実施方針等に関する質問・意見の受付及び質問回答・意見の公表を以下の要領で行う。

① 実施方針等に関する質問・意見の受付

ア 受付日時 / 令和5年6月1日（木）から6月5日（月）午後5時まで

イ 提出方法 / 実施方針等に関して質問・意見がある民間事業者等は、その内容を【様式2 実施方針等に関する質問書】、【様式3 実施方針等に関する意見書】にて簡潔に記載のうえ、本事業に関する窓口へ電子メールでのファイル添付にて送付すること。電子メール以外での受付は行わない。なお、電子メールは、「PFI質問意見」の件名で送付すること。

ウ 提出確認 / 電子メールの受領を確認した後、翌開庁日中に、本事業に関する窓口から当該受領したことを知らせるメールを返信する。返信のメールがない場合は、必ず、本事業に関する窓口まで電話で問い合わせること。

エ e-mail / ksoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

② 実施方針等に関する質問回答・意見公表

ア 質問回答の公表 / 提出のあった質問に対する回答は、令和5年6月19日（月）に、市のホームページにて公表する。

イ 意見の公表 / 提出のあった意見は、質問に対する回答の公表と同時に、市のホームページにて公表する。ただし、非公表を希望する旨の意思表示があり、かつ、市がそのことが妥当であると判断した場合には、当該意見については公表しない。

ウ 市のホームページ / <https://www.city.yonezawa.yamagata.jp>

③ 意見に対するヒアリング

民間事業者等から提出された質問・意見のうち、市が必要であると判断した場合には、直接ヒアリングを行うことがある。

(12) 実施方針の変更

実施方針等に関する民間事業者等からの質問・意見を踏まえ、特定事業の選定・公表までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、実施方針の変更が重要事項に及ぶ場合は、特定事業の選定・公表と同時に、実施方針

(変更)を市のホームページにて公表する。また、実施方針の変更が軽易な場合及び要求水準書(案)の変更については、入札説明書等の公表において提示する。

2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。(PFI法第2条第2項)

(1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続を経て、以下の評価基準に基づき、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

- ① 施設整備業務、維持管理業務及び運営等業務が同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合においては、施設整備業務、維持管理業務及び運営等業務の水準の向上が期待できること。

(2) 選定手順

以下の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- ① VFMの検討による定量的評価
- ② 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- ③ 民間事業者に移転されるリスクの検討等
- ④ 上記①～③の検討による総合評価

(3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容と合わせて、市のホームページにて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 落札者の決定に係る基本的な考え方

本事業は、施設整備段階から維持管理・運営等段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的かつ効果的な行政サービスの提供を安定的かつ継続的に求めるものである。

従って、落札者の決定に当たっては、公募により、公平性・透明性が確保される適切な方法に配慮したうえで、総合評価一般競争入札を採用する予定である。

2 落札者の決定に係る手順及びスケジュール（予定）

落札者の決定に係る手順及びスケジュールは、下記のとおりとする。

日 程	内 容
令和5年5月25日 5月29日～6月2日 6月1日～6月5日 令和5年6月19日 適 宜	実施方針等の公表(要求水準書(案)を含む。) 事業計画地に関する見学 実施方針等に関する質問・意見の受付 実施方針等に関する質問回答・意見の公表 質問・意見に対するヒアリング(市が必要と判断する場合)
7月	特定事業の選定・公表
7月	入札説明書等の公表(入札公告)
7月～8月	入札説明書等に関する質問の受付(1回目) 入札説明書等に関する質問回答の公表(1回目)
8月	入札参加表明及び入札参加資格審査申請の受付 入札参加資格審査結果の通知
8月	事業計画地及び配送校に関する見学の受付 事業計画地及び配送校に関する見学の実施(個別)
9月	入札説明書等に関する質問の受付(2回目) 入札説明書等に関する質問回答の公表(2回目)
10月	入札書及び提案書の受付・開札

(1) 入札説明書等の公表（入札公告）

実施方針等に関する質問回答・意見等を踏まえ、入札説明書等（入札公告、入札説明書、様式集、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）等）を市のホームページにて公表する。

(2) 入札説明書等に関する質問回答（1回目、2回目）

入札説明書等に関する質問を受け付け、質問に対する回答を行うものとする。具体的な日程等は、入札説明書等にて提示する。

(3) 事業計画地及び配送校に関する見学

事業計画地及び配送校に関する見学（個別）の受付、同見学（個別）を実施するものとする。具体的な日程等は、入札説明書等にて提示する。

(4) 入札参加表明及び入札参加資格審査申請の受付、入札参加資格審査結果の通知

入札参加希望者より、入札参加表明及び入札参加資格審査申請に必要な書類を受け付ける。

入札参加資格審査結果は、入札参加希望者に通知する。なお、入札参加表明及び入札参加資格審査申請の具体的な日程等は、入札説明書等にて提示する。

(5) 入札書及び提案書の受付

入札参加者（入札参加資格審査の通過者）より、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札書及び提案書を受け付ける。提案書の審査に当たって、入札参加者によるプレゼンテーション及び入札参加者へのヒアリングを行うものとする。なお、入札書及び提案書の具体的な日程等は、入札説明書等により提示する。

(6) 優秀提案者の選定、落札者の決定・公表

提案書の審査による優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

(7) 基本協定の締結、審査講評の公表、事業契約の締結（仮契約）

市は、選定事業者との事業契約の締結（仮契約）に先立って、落札者と本事業に係る基本協定を締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について公表する。

また、市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、選定事業者と事業契約を締結（仮契約）する。なお、当該事業契約は、市議会における議会の議決を得られた日をもって効力を発生するものとする。

3 入札参加者の備えるべき参加要件等

(1) 入札参加者の参加要件

入札参加者は、本施設の設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営等に当たる者等で構成されるものとする。

入札参加者は、単独企業（施設整備（設計・建設等）、維持管理、運営等を単独の企業で実施する。以下、「入札参加企業」という。）とすることも、複数の企業（構成員）で構成されるグループ（以下、「入札参加グループ」という。）とすることも可能とする。いずれの場合も入札参加表明及び入札参加資格審査申請の提出時には、入札参加企業又は入札参加グループの構成員に、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営等に当たる者が含まれていることについて明らかにすること。

なお、設計に当たる者、建設に当たる者、維持管理に当たる者、運営等に当たる者は、市が入札説明書等（主に要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）に再委託（再発注）することも可能とする。

入札参加グループで申し込む場合は、以下の要件を満たすこと。

- ① 入札参加表明及び入札参加資格審査申請の提出時に構成員名及び代表企業名を明記して、必ず代表企業が入札に関する手続を行うこと。
- ② 入札参加表明及び入札参加資格審査申請により入札参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業の変更は認めない。
- ③ 入札参加表明及び入札参加資格審査申請により入札参加の意思を表明した入札参加グループの代表企業を除く構成員の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生

じた場合は市と協議を行い、市が承諾した場合に限り、入札書及び提案書の受付期限日（開札日）の前日までにおいて、代表企業を除く構成員の変更及び追加を行うことができる。

- ④ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、他の入札参加グループの構成員としての重複参加は認めないとともに、他の入札参加企業又は入札参加グループの構成員から、市が入札説明書等（主に要求水準書）において提示する当該業務の一部を第三者（協力企業）として再受託（再受注）する協力企業としての重複参加も認めない。なお、複数の入札参加企業又は入札参加グループの構成員の協力企業として参加することを妨げるものではない。

(2) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員のうち、設計に当たる者、建設に当たる者、運営等に当たる者は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。

また、設計に当たる者、建設に当たる者、運営等に当たる者は、単独の企業又は複数の企業のいずれであってもよいものとするが、複数の企業の場合であっても、すべての者が以下の資格要件を満たしていること。ただし、建設に当たる者の資格要件のイ、ウについては、複数の企業のうちのいずれか1者が満たしていればよいものとする。

なお、維持管理に当たる者については、特段の資格要件を設けないものとする。

① 入札参加企業又は入札参加グループの構成員共通

米沢市契約規則（昭和 53 年規則第 5 号）第 23 条第 2 項に基づく令和 5・6 年指名競争入札参加者登録簿（以下、「入札参加者登録簿」という。）に登録された者であること。ただし、未登録の場合は、入札参加表明書の提出までに、入札説明書において規定する入札参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより入札参加者登録簿に登録された者であるとみなすものとする。なお、この参加資格審査申請は本事業に対してのみ有効とする。

② 設計に当たる者

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

イ 東北 6 県内において、平成 25 年度以降に業務を完了した、延べ面積 1,000 m²以上の公共施設の設計実績があること。

ウ H A C C P 対応施設に対する必要な知識を有しているか、同知識を有している者の協力を受ける体制を有していること。

※ 工事監理は、設計に当たる者が実施すること。ただし、設計に当たる者と建設に当たる者が同一の場合は、当該設計に当たる者以外の工事監理を実施する者を、市の承諾を受けて別に定めること。なお、その場合の資格要件は、設計に当たる者と同じとする。

③ 建設に当たる者

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 入札参加者登録簿において建築一式工事の等級 A に格付登録されている者であること。

ウ 米沢市内に本店又は本社を有する者であること。

エ 東北 6 県内において、平成 25 年度以降に引き渡しを完了した、延べ面積 1,000 m²以上

の公共施設の建設実績があること。

④ 運営等に当たる者

ア HACCP対応施設に対する必要な知識を有していること。

イ 以下の調理業務に関する実績のいずれかを有していること。

a) 学校給食共同調理場における調理業務

b) 集団調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設）における調理業務

(3) 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限

以下に該当する者は、入札参加企業、入札参加グループの構成員になれないものとする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

② 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者、「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命ぜられている者、又は「破産法」（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者（ただし、それぞれの手続開始又は整理開始の決定を受けている者を除く。）

③ 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成6年3月31日告示第66号）による指名停止の期間中である者

④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者

⑤ 入札参加資格審査申請の受付期限日において、国税又は地方税を滞納している者

⑥ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託している民間事業者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者（市は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は、本事業において石井法律事務所と提携している。）

※ 資本面若しくは人事面において関連がある者

ア 資本面において関連がある者

次のいずれかに該当する二者の場合（ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

a) 親会社と子会社の関係にある場合

b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、会社法（平成17年7月26日法律第86号）の定義を適用する。

イ 人事面において関連がある者

次のいずれかに該当する二者の場合（ただし、下記b)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本面若しくは人事面において関係があると認められる場合

⑦ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の代表者（法人の場合は、役員（非常勤を含む。）、支配人及び営業所の代表者をいい、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）又は職員が次のいずれかに該当する場合

ア 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等が入札参加企業又は入札参加グループの構成員を支配する者

ウ 暴力団員等を入札参加企業又は入札参加グループの構成員の業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するおそれがある者

エ 入札参加企業又は入札参加グループの構成員が、自己又は第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている者

オ 暴力団員等に対し資金を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与している者

カ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用している者

(4) 入札参加者の備えるべき入札参加資格に関する確認基準日等

入札参加者の備えるべき入札参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び入札参加資格審査申請の受付期限日とする。

なお、入札書及び提案書の受付期限日（開札日）から基本協定の締結の日までに入札参加者の備えるべき入札参加資格を欠く入札参加企業及び入札参加グループは失格とする。

また、本事業の入札において、入札の公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したときは、基本協定の締結の日を越える日以降であっても、入札を無効とする場合がある。

4 審査及び落札者の決定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

① 審査は、学識経験者の意見をあらかじめ聴取のうえ、市の職員等で構成する審査委員会において行うものとし、具体的な落札者決定基準は、入札説明書等にて提示する。

② 審査委員会においては、事業計画、施設整備計画、維持管理計画、運営等計画、提案全体計画、入札金額等の各面から総合的に提案書の審査を行い、優秀提案者を選定する。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

① 資格審査

入札参加者の備えるべき入札参加資格に関する適格審査

② 提案審査

ア 入札金額に関する適格審査

イ 基本的要件に関する適格審査

ウ 落札者決定基準に基づく、事業計画、施設整備計画、維持管理計画、運営等計画、提案全体計画、入札金額等の総合的な提案内容

5 審査結果及び評価の公表方法

(1) 審査結果の公表

提案書の審査による優秀提案者の選定を受け、市が落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について公表する。

(2) 落札者を決定しない場合

市は、民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない又は、いずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を P F I 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

6 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の概要

落札者の決定後速やかに、市は、選定事業者との事業契約の締結（仮契約）に先立って、落札者と本事業に係る基本協定を締結する。また、市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、選定事業者と事業契約を締結（仮契約）する。なお、当該事業契約は、市議会における議会の議決を得られた日を持って効力を発生するものとする。

事業契約は、施設整備段階から維持管理・運営等段階の各業務について包括的かつ詳細に規定する令和 23 年 3 月末日までの契約となる。なお、基本協定（案）、事業契約書（案）は、入札説明書等にて提示する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、市との事業契約の締結（仮契約）までに、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（以下「S P C」という。）を米沢市内に設立する。

なお、入札参加者による、S P C に対する出資比率の合計は、全体の 50% を超えるものとする。入札参加者の構成員による出資は必須要件ではないが、入札参加グループの代表企業、建設に当たる者、運営等に当たる者は必ず出資するものとする。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者が S P C に出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならない。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

7 提出書類の取扱い

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において落札者の決定の公表時及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を、入札参加者の承諾を得たうえで、無償で利用できるものとする。なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

(2) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を受けることを目指すものであり、選定事業者が担当する業務は、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として【資料1】 リスク分担表（案）によることとし、実施方針等に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項は入札説明書等にて提示する。

(3) 保険

市が選定事業者に求める保険の種類は、入札説明書等にて提示する。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、入札説明書等（主として「要求水準書」）にて提示する。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

(1) モニタリングの実施

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定している水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、本事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

① 調査・設計時

市は、選定事業者によって行われた調査・設計について、要求水準書に規定している水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

② 建設時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に工事施工及び工事監理の状況について、市の確認を受ける。また、選定事業者は、市が要請した場合、工事施工の事前説明及び事後報告、現場での工事施工の状況説明を行う。

③ 完成・本施設の引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で、市の確認を受ける。このとき、市は、選定事業者によって行われた建設について、要求水準書に規定している水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

確認の結果、当該水準を達成していないと市が判断した場合には、市は、選定事業者に対して補修又は改造を求めることができる。

④ 本施設の供用開始後（維持管理・運営等段階）

市は、維持管理・運営等段階において、本施設の維持管理業務及び運営等業務の実施状況について、要求水準書に規定している水準並びに提案書において入札参加者が提案した水準を達成しているか否かを確認する。

⑤ 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、決算書類により財務の状況について、市に報告しなければならない。なお、公認会計士による監査を行うものとする。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法は、入札説明書等にて提示する。

(4) モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用のうち、市に生じる費用は市の負担とし、その他の費用は選定事業者の負担とする。

(5) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約で定められた要求水準が維持されていない場合、市は選定事業者に対して、本施設の補修・改造、業務の改善勧告又は一定の経過措置を経た後に支払金額の減額措置を行う。減額の考え方は、入札説明書等にて提示する。

第4 事業計画地の立地条件及び施設概要等に関する事項

1 事業計画地の立地条件等

(1) 事業計画地

山形県米沢市六郷町西藤泉 160 番地（第六中学校グラウンドの一部）

(2) 事業計画地面積

約 5,800 m²

(3) 用途地域等

都市計画区域外

(4) 前面道路

農道（現況幅員約 3 m）。ただし、本事業において、県道 2 3 7 号から事業計画地までの取付道路（幅員 6 m、長さ 1 0 m 程度）の整備を実施する。

(5) 地域地区

指定なし

2 施設概要等

(1) 供給能力

ア 1 日当たり最大 2,100 食（食缶方式）

イ 学校給食

令和 8 年度は、4 月時点で、中学校 4 校分として 2,038 食

令和 9 年度以降は、令和 9 年 4 月時点で、中学校 4 校 1,891 食及び（仮称）統合小学校 179 食

※ 食物アレルギーを持つ児童生徒へのアレルギー対応食 50 食程度を含む。

※ 維持管理・運営期間中の小学校、中学校の統廃合等については、基本構想・基本計画を参照のこと。

(2) 献立方式

小学校、中学校を対象とした学校給食の献立は 1 献立とするが、献立によっては中学校が一品多い場合がある。

(3) 施設規模

市は、本体施設の延べ面積を約 1,700 ㎡と想定しているが、具体的な面積は選定事業者の提案による。

(4) 主要機能

本施設に必要な主要機能は、以下に掲げるとおりとする。

ア 本体施設

給食エリア、事務・管理エリア、一般エリア

イ 附帯施設（外構を含む。）

厨房除害施設、浄化槽等の機械設備とその設置スペース、配送車庫、駐車場、駐輪場、配送車の洗車スペース等（配送車庫を別棟とせず、本体施設と一体に整備する等は、選定事業者提案による）

(5) 供用開始時期（本施設の引渡し日の翌日）

令和 8 年 4 月 1 日とする。

(6) 配送校等とその位置

① 中学校

ア 第一中学校（令和 11 年度に（仮称）東中学校として開校予定）／米沢市駅前四丁目 3-51

イ 第七中学校（令和 10 年度まで）／米沢市大字川井 108-3

ウ (仮称)北中学校／米沢市春日四丁目 2-69 (現第四中学校)

エ (仮称)南西中学校／米沢市林泉寺二丁目 2-5 (現第二中学校の住所のため、変更有)

② 小学校

(仮称)統合小学校 (令和 9 年度に開校予定) ／米沢市六郷町西藤泉 160 番地 (現第六中学校)

第 5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業継続が困難になった場合

- (1) 選定事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等により、本事業の継続が困難となった場合、市は、選定事業者との事業契約を解除することができるものとする。
- (2) 選定事業者の事業実施状態が、事業契約に定める要求水準を下回る場合、市は選定事業者に対し改善勧告を行い、一定の改善期間を与えたにもかかわらず、改善が認められない場合、サービス提供に重大な事態等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の改善が不可能であると判断される場合には、市は選定事業者との事業契約を解除できるものとする。
- (3) 上記(1)又は(2)の規定により市が事業契約を解除した場合、選定事業者は、市に生じた損害を賠償するものとする。

2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は市との事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に定めるその事由に基づく対応方法に従うものとする。

4 金融機関等と市の協議 (直接協定)

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に資金提供を行う金融機関等と協議し、直接協定を締結することを原則とする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合、市は選定事業者と協議する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市と選定事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る国庫補助金等が市に交付される場合には、これを市が選定事業者を支払う一時金の一部に充当する。なお、選定事業者は、市が行う国県等に対する手続等について必要な協力を行うこと。

3 その他の支援に関する事項

- (1) 事業実施に関し、選定事業者が必要とする許認可等に関して、市は必要に応じて選定事業者に協力する。
- (2) 法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者と協議を行う。

第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

- (1) 債務負担行為の設定に関する議案を令和5年市議会6月定例会に提出予定である。
- (2) 事業契約に関する議案を令和6年市議会3月定例会に提出予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表する。

3 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

第9 実施方針添付書類等

【様式1】事業計画地見学参加申込書

【様式2】実施方針等に関する質問書

【様式3】実施方針等に関する意見書

【資料1】リスク分担表（案）

本事業に関する窓口

米沢市学校給食共同調理場整備運営等事業

米沢市教育委員会教育管理部教育総務課

〒992-0012 米沢市金池三丁目1番14号

置賜総合文化センター内

メールアドレス ksoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

電話 0238-22-5111（代）

【資料１】リスク分担表（案）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	入札説明リスク	入札説明書等の誤り、内容の変更等によるもの	○	
	事業契約締結リスク	選定事業者と事業契約が結べない又は事業契約手続に時間を要する場合	△	△※1
	内容変更リスク	P F I 事業の業務範囲の縮小、拡充等	△	△※2
	法令等の変更リスク	P F I 事業に特別に影響を与えるもの	○	
		上記以外のもの		○
	許認可遅延リスク	許認可の遅延に関するもの（市が取得する部分）	○	
		許認可の遅延に関するもの（上記以外）		○
	税制度変更リスク	法人税その他類似の税制度（外形標準課税に関する規定を含む。）の新設・変更		○
		消費税その他類似の税制度の新設・変更	○	
	第三者賠償リスク	選定事業者の事由（工事期間中における事故、維持管理業務・運営等業務に伴う事故及び維持管理業務・運営等業務の不備に起因する事故等）による賠償		○
		上記以外のもの	○	
	住民対応リスク	給食施設の設置そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
		上記以外のもの（調査・設計、建設、維持管理、運営等業務に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの）		○
	事故の発生リスク	選定事業者の調査・設計、建設、維持管理、運営等業務に伴う事故の発生		○
	環境問題リスク	選定事業者の調査・設計、建設、維持管理、運営等業務に伴う周辺地域への環境に関する影響		○
	事業の中止・延期リスク	市の判断及び指示によるもの（ただし、議会の不承認は除く）	○	
		選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	物価変動リスク	引渡しの前のインフレ・デフレ（施設整備に相当する部分）	○	△
		引渡し後のインフレ・デフレ（維持管理・運営等に相当する部分）	○	△
	金利変動リスク	金利変動（施設整備に相当する部分）	○※3	
	資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○
	不可抗力リスク	天災・暴動等による計画の変更・中止・延期	○	△※4

計画設計	設計変更リスク	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	測量調査リスク	市が実施した測量調査の誤り	○	
		上記以外のもの		○
建設	設計等の瑕疵	隠れた瑕疵の担保責任		○
	用地取得リスク	事業計画地の確保に関するもの	○	
	設計変更リスク	市の指示条件・指示の不備、変更によるもの	○	
		選定事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延リスク	工事の完成が事業契約よりも遅延若しくは完工しない場合		○
	施工管理・工事監理リスク	施工管理・工事監理に関するもの		○
	工事費増大リスク	市の指示による工事費の増大	○	
		上記以外のもの		○
	性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）		○
維持管理	公共施設損傷リスク	本施設の引渡しの前に工事目的物・材料・その他関連工事に関して生じた損害		○
	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		○
	計画変更リスク	用途の変更等、市の責めによる事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	維持管理費上昇リスク	市の責による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大	○	
		上記以外の要因による維持管理費の増大		○
	公共施設損傷リスク	市並びに第三者に起因する事故及び火災等災害による本施設の損傷	○	
		選定事業者に起因する事故及び火災等災害による本施設の損傷		○
		選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する本施設の損傷		○
	性能リスク	要求水準不適合（施工不良を含む。）		○
	修繕リスク	事業期間中に必要となる維持管理業務に伴う修繕	△ ※5	○

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
運 営	需要の変動リスク	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
		児童生徒等数の変動による需要の変動	○	△ ※6
		食べ残し等による残渣等の変動	○	△
	調理事故・異物混入等リスク	検収時における調達食材の異常（検収後に明らかになったものを含む。）	○	
		検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		調理時における加熱等が不十分であることに起因する調達食材の異常		○
		調理、配送業務における異物混入等		○
	配送の遅延リスク	配送の遅延による問題の発生		○
		選定事業者による配膳の遅延による問題の発生		○
	アレルギー対応リスク	アレルギー児童生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り等による発症・突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	○	
		調理段階における禁忌物質の混入による発症		○
		収集した情報の伝達不完全による発症、アレルギー児童生徒の個人情報の流失	○	
	運搬費用増大リスク	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大（交通事情悪化による運送費増加など）		○
事業終了時	公共施設の性能確保リスク	事業終了時の維持管理業務及び運営等業務の引継（入札説明書等において示す良好な状態のこと）		○
	移管手続リスク	事業終了手続に関する諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続に関するもの		○

※ リスク負担者：○主分担、△副分担

※ 1 事由の如何を問わず選定事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

※ 2 事業の縮小、拡充等の変更内容に従い合理的な範囲を勘案して負担する。

※ 3 供用開始後 10 年目に基準金利の見直しを行う。

※ 4 一定の割合に対応するものは選定事業者負担、それ以外は市の負担とする。

※ 5 事務職員事務室、事務職員更衣室及び書庫において、市職員が専ら使用する施設備品の修繕は、市の負担とする。

※ 6 運営等業務に係るサービス対価には、固定料金と変動料金を設定する。